

司法試験選択科目廃止に関する団体等からの意見書

(平成25年12月5日までに到達したもの)

【選択科目全般】

- 1 司法試験・予備試験科目に関する「推進室案」について ……[1]
(日本弁護士連合会)
- 2 司法試験選択科目制度の存続を求める意見書 ……[4]
(日本経済法学会理事長 ほか19名)

【倒産法】

- 3 司法試験(論文試験)から選択科目を廃止することに反対する意見書 ……[7]
(全国倒産処理弁護士ネットワーク)

【租税法】

- 4 選択科目廃止に関する意見書 ……[12]
(法科大学院租税法担当教員有志)

【知的財産法】

- 5 司法試験(論文試験)から選択科目(知的財産法を含む)を廃止する ……[14]
ことに反対する理事長声明
(特定非営利活動法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク)
- 6 新司法試験の選択科目廃止について ……[19]
(日本知的財産協会)
- 7 司法試験(論文試験)から選択科目を廃止することに反対する意見書 ……[21]
(弁護士知財ネット)
- 8 司法試験の論文式試験の選択科目を廃止する案について ……[28]
(日本工業所有権法学会常務理事会)
- 9 司法試験における選択科目の廃止について ……[30]
(著作権法学会理事会)

【労働法】

- 10 司法試験科目における選択科目廃止についての意見—労働法の観点から— ……[32]
(明治大学教授 青野 覚 ほか)
- 11 司法試験・論文式試験の在り方の検討に関する要請 ……[35]
(日本労働組合総連合会)

【環境法】

- 12 司法試験選択科目制度の存続を求める意見書 ……[36]
(環境法政策学会会員有志)
- 13 司法試験選択科目制度の存続を求める意見書 ……[40]
(日本環境法律家連盟)

【国際法】

- 14 意見書 ……[41]
(岩澤雄司 ほか3名)
- 15 司法試験科目における選択科目制度存続を求める意見書 ……[42]
(一般財団法人国際法学会理事会)
- 16 司法試験科目における選択科目制度存続を求める意見書 ……[45]
(国際私法学会理事会)

司法試験・予備試験科目に関する「推進室案」について

日本弁護士連合会

1 司法試験の論文式試験につき、選択科目を廃止する点について

(結論)

賛成できない

(理由)

基本的な法律科目をより重点的に学習することの必要性と、同観点も踏まえ、司法試験の負担軽減をはかる必要があることについて異論はないが、これらへの対応としては、司法試験の短答式試験科目を憲法、民法、刑法に限定することで十分である。

現状の合格率の下で司法試験の選択科目を廃止すると、法科大学院生は司法試験科目（基本六法＋行政法）の学修に一層傾倒することになり、多様な法曹の養成や法曹の活動領域の拡大という流れに逆行することになる。「推進室案」では専門的分野は法科大学院での履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとするが、現在の低合格率の下ではそのようなプラスの効果は生じない。

憲法、民法、刑法等の基本的な法律科目について理解できていれば、専門的法分野については事件対応が必要になって学べば対応可能という議論があるが、そのような議論は、展開・先端科目等の履修を通じて多様な法曹を養成するという法科大学院制度の趣旨にそぐわない。また、実際、弁護士業務においては専門的法分野に関する体系的理解の有無が弁護の質に影響することも否定できない。

現実にも、司法試験で選択した選択科目がその後の実務における専門性の獲得に役立っているとの声は法科大学院を修了した弁護士において多数聞かれるところである。

法科大学院入学者の中には、弁理士、税理士、社労士といった資格を有する者や、社会人として労働分野、知的財産分野等で仕事してきた社会人も一定数存在するが、これらの人材の中には、選択科目の存在がアドバンテージになると考えて法科大学院に入学した者も一定数存在しており、選択科目の廃止は、このような観点からも法曹の多様性確保の理念に逆行する。

2 予備試験の短答式試験科目を憲法・民法・刑法の3科目＋一般教養科目とする点について

(結論)

賛成できない

(理由)

司法試験は原則として法科大学院を修了したことを前提に、法曹になるのに必要な能力を判定する試験(司法試験法1条1項)であるのに対し、予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力を判定する試験(同法5条1項)であり、両試験の趣旨目的は基本的に異なる。したがって、司法試験の科目限定に「伴い」、予備試験の科目を限定するという関係には立たない。

司法試験で短答式試験を憲民刑法の3科目に削減することが認められるのは、憲民刑法以外の科目については論文式試験が実施されるからという理由に加え、これらの科目についても法科大学院の必修科目として単位が取得されており、そのなかで、短答式試験が判定する能力である「専門的な法律知識及び法的な推論の能力」(司法試験法3条1項本文)についても最低限のチェックは受ける制度になっていることが前提である。

現実的にも、論文式試験で出題できる範囲というのは各法分野において比較的限られており、旧試験時代の末期には、憲民刑法以外の科目については、論文式試験で出題されない部分は教科書すら読まないといった事態が生じていた。本改正がなされると、予備試験受験者においても、同様の受験対策をとることになることが危惧される。

短答式試験科目の限定が予備試験の負担軽減と受け取られ、法曹志望者を(法科大学院ではなく)予備試験に誘導する効果を持つことが懸念される。すなわち、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保するという予備試験の制度趣旨から乖離しつつある現状を加速させ、法科大学院を中核とする法曹養成制度という基本的骨格を損ねることにもなりかねない。

3 予備試験の論文式試験に選択科目を追加する点について

(結論)

推進室案の前提の下では賛成できない

(理由)

予備試験の論文式試験に選択科目を追加することの是非自体については議論のあり得るところであるが、推進室案が、司法試験の論文式試験について選択科目を廃止することを前提として、予備試験の論文式試験に選択科目を追加するという案であるならば、これについては賛成できない。

4 予備試験の論文式試験の一般教養科目を廃止する点について

(結論)

賛成できない

(理由)

推進室案は、司法試験の選択科目(論文式)を廃止することに伴い予備試験の一般教養科目(論文式)を廃止するとするが、両者に関連性は認められない。

旧司法試験の一次試験(内容は一般教養)について論文式試験が課されていたこととの対比でも、一般教養科目について論文式試験を廃止することに合理性は認められない。

5 予備試験の一般教養科目(短答式)を大学卒業(と同程度の学歴)により免除する点について

(結論)

特に意見なし。

以上

平成25年12月3日

司法試験選択科目制度の存続を求める意見書

法曹養成制度改革顧問会議顧問各位

(賛同者は下記の通り)

我が国の法曹養成制度改革に関する貴会議の精力的な検討に敬意を表します。

さて、貴会議におかれまして検討中の司法試験における選択科目制度の廃止につきまして、私たちは、次の4点から、選択科目制度を存続させるべきであると考えます。

第1に、選択科目制度の廃止は、多様な法曹を養成するという法科大学院の基本理念に反し、法科大学院の教育を歪めるものと考えます。

選択科目制度はこれまで、展開・先端科目等の履修と相まって、各法分野で専門性を持った、多様で新しい法曹を現実に輩出してきた実績があります。選択科目制度は、法科大学院に対し、直接または間接に、一定レベルの統一された教育を保証してきた面があります。

しかるに、選択科目制度が廃止された場合、現在の低い合格率を前提とすれば、法科大学院生は必修科目のみの学習に傾注して、幅の広い学習をしなくなる可能性が高くなります。選択科目制度は、各法分野で専門性を有する法曹を養成するのに不可欠と言えます。

第2に、選択科目制度の廃止は、法科大学院の個性やカリキュラムに悪影響を与えるおそれがあります。

基本科目によって法科大学院の個性を打ち出すことは容易でなく、これまで各法科大学院は、取り組みの1つとして、展開・先端科目を充実させたカリキュラム等によって、法科大学院の独自性、先進性を確立しようとしてきました。

しかるに、選択科目制度が廃止された場合、基本科目の習得を最重視する法科大学院生に履修形態やニーズに変化が生じ、選択科目法群に対し、いわば「軽い」授業内容を望むおそれがあります。結果として、法科大学院が実質的には基本科目に特化した受験指導予備校化するおそれさえないとは言えません。選

択科目制度は、法科大学院に個性を与えるのに不可欠と考えます。

第3に、司法試験の負担軽減としては、短答式試験科目の削減で十分であり、選択科目試験の廃止の必要はないと思料します。

すでに司法試験の短答式試験科目を憲法、民法、刑法の3科目に限定することが決まっていますが、これによって司法試験の負担軽減がはかれることに鑑みると、選択科目試験を廃止する必要はないと考えられます。また、選択科目群の専門性を生かした法曹となることを希望する法科大学院生にとっては、選択科目制度の廃止が司法試験の負担軽減に繋がるとは言えず、むしろ多様な分野で活躍しようとする法曹志望者を減少させる結果となるおそれさえあります。そのことは法化社会の実現にとって決してプラスにはなりません。

第4に、選択科目は、多くの学生にとって、法科大学院に入学してから初めて本格的に学習する科目であり、未修者と既修者との間のハンディキャップが相対的に小さい科目であるといえます。選択科目試験を廃止し必修科目に試験科目を限定すると、これまで以上に法学既修者に有利な試験制度になってしまうと考えられます。現に未修者の在学生や修了生からもそのような懸念が多く寄せられています。そのような制度改正は、多様な人材を法曹に送り込むことを目的の一つとする法科大学院制度の基本理念に反するものです。

以上の理由で、私たちは、司法試験科目からの選択科目の廃止に反対し、現在の制度の存続を強く求めます。

意見書賛同者

日本経済法学会理事長
同常務理事
同常務理事
同常務理事

金井貴嗣（中央大学教授）
泉水文雄（神戸大学教授）
土田和博（早稲田大学教授）
山部俊文（一橋大学教授）

知的財産法

日本工業所有権法学会理事長
著作権法学会会長
同前会長

土肥一史（日本大学教授）
野村豊弘（学習院大学教授）
斉藤博（弁護士・新潟大学名誉教授）

日本工業所有権法学会常務理事・
著作権法学会理事

大淵哲也(東京大学教授)

日本労働法学会代表理事
同前代表理事
同事務局長
同前事務局長

和田肇(名古屋大学教授)
島田陽一(早稲田大学教授)
山川隆一(東京大学教授)
土田道夫(同志社大学教授)

一般財団法人国際法学会評議員会会長
同評議員会副会長
同代表理事
同副代表理事・事務局長

柳原正治(九州大学教授)
田中則夫(龍谷大学教授)
薬師寺公夫(立命館大学教授)
坂元茂樹(同志社大学教授)

環境法政策学会理事長
同事務局長・企画運営委員会委員長
同企画運営委員会副委員長
同企画運営委員会副委員長

高橋滋(一橋大学教授)
大塚直(早稲田大学教授)
柳憲一郎(明治大学教授)
北村喜宣(上智大学教授)

司法試験(論文試験)から選択科目を廃止することに反対する意見書

法曹養成制度改革推進会議 御中

2013年(平成25年)12月2日

全国倒産処理弁護士ネットワーク

理事長 中井康之



意見の趣旨

全国倒産処理弁護士ネットワークは、平成12年の民事再生法の緊急施行という社会・経済情勢を受け、平成14年に都市部ばかりでなく全国の各地域に倒産事件の運用を担う人材、特に倒産処理に堪能な弁護士をあまねく育成、配置するために設立された組織で、現在、会員は、5,000名を超え、設立目的に向かって、それなりの役割りを果たしつつあると考えているところであります。

このように当ネットワークが順調に発展することができました大きな要因として、法科大学院における倒産法の履修、司法試験での選択科目としての採用によって、倒産処理に意欲と能力を有する新法曹が次々と輩出されて来たことがあげられます。

ところで政府の法曹養成制度改革推進会議では、「法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。」との考え方が採択されております（「法曹養成制度改革の推進について」平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）。

しかし、司法試験の論文試験から選択科目を廃止することは、法曹、

特に弁護士の専門性の強化が法曹養成制度改革の眼目のひとつとされていた趣旨を没却するものと考えられます。とりわけ、倒産法が司法試験の選択科目とされなくなった場合には、今後さらに一層必要とされている、全国各地での倒産事件の運用を担う人材、特に倒産処理に堪能な弁護士の多数の育成を妨げる恐れが生じかねません。全国倒産処理弁護士ネットワークとしては、この立場から論文式試験の選択科目の廃止に強く反対するものです。

意見の理由

1（法科大学院教育との連携について）

前記「法曹養成制度改革の推進について」では、論文式試験の選択科目の廃止について、法科大学院教育との連携を考慮するとされております。この趣旨は、明確ではありませんが、恐らくは、論文式試験から選択科目を廃止しても、その科目について、法科大学院で履修すれば足りるという趣旨と理解されます。

しかし、論文式試験の選択科目の廃止理由として、司法試験受験者の負担軽減を考慮することも上げられていることに鑑みれば、結局は、法曹養成システム全体のなかにおいて選択科目を学ぶ時間と機会を減らす方向になることは明らかです。

そもそも法曹養成制度改革は、かつての司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の整備を目指したものであったはずです。換言すれば、選択科目に代表される専門性を有する法曹の養成にあたっては、司法試験を含む、法制養成制度全体の「プロセス」を通じての専門性の涵養が必要と考えられるところ、選択科目の廃止は、このような「プロセス」としての専門法曹の養成を放棄するに等しいも

のと思われます。

2（司法試験受験者の負担軽減について）

「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（司法試験法1条）です。

そして、倒産法は、経済的に窮境に陥った債務者について、債務者と債権者その他の利害関係人との権利関係を適切に調整し、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図る又は事業若しくは経済生活の再生を図ることを目的とする法律です。倒産法が適用されるのは、債務者が経済的に窮境に陥った段階において、権利の実現や調整が最終的に問題となる場面であり、民事・商事実体法、民事訴訟法、民事執行法、税法等々多くの法律が登場する、いわば各法律の高度な応用の場と言われ、また法律問題のるつぼとも称されております。そのため、倒産法は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力」、特に応用能力を有するかどうかを判定するにあたって極めて適した科目と言えます。勿論他の選択科目も、基礎科目の応用能力を有するかどうかを判定するに適したものであることは同様であります。

したがって、司法試験受験者の負担軽減を考慮して、司法試験の論文試験から倒産法を含む選択科目を廃止することは、「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定」という司法試験の目的に反するものであり、近時、問題となっている司法試験の合格水準の低下に拍車をかける結果となると言わざるを得ません。司法試験の受験者の負担軽減が重要であるとしても、この点は全く別の観点から考えるべきものではないでしょうか。

3（倒産処理に堪能な法曹の養成の重要性について）

活力ある経済を実現し、経済成長を実現することを目指す政府の「日本再興戦略」（平成25年6月14日）においても、「産業の新陳代謝の促進」や「中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進」が掲げられています。

産業や事業の新陳代謝の過程では、新たな成長分野の事業への展開とともに、一方で既存の事業の再生や清算も避けることができません。事業の再生や清算は、法的倒産処理手続のみならず、様々な私的な裁判外での手続でも行われています。法的倒産処理手続において倒産法の知識が必要であることは言うまでもありませんが、私的な手続で行われる場合においても利害関係人との権利関係の適切な調整が必要なことは当然であり、それは公正かつ衡平（公平）なものとして実施されなければなりません。そのためには、私的な処理手続においても、公正かつ衡平（公平）な手続としての倒産法の知識が不可欠となります。更に、私的な処理手続は法的倒産処理手続への移行をも、常に視野に入れて実行される必要性があります。

このようにこれらの処理、すなわち法的倒産処理手続、私的処理手続を問わず、その現場には倒産法の知識を十分に有する法曹が必要とされるのです。

したがって、倒産法の知識を有する法曹を全国にあまねく配置することは、国民共通の目的である「活力ある経済を実現し、経済成長を実現する」ための法的インフラとして、必要不可欠であると考えべきです。そのためには、司法試験の論文試験に倒産法を残し、法科大学院及び司法試験の各プロセスにおいて倒産法に意欲を持ち、その知識を十分有し、倒産処理に堪能な法曹を養成して行くことが重要であると確信するものです。

4（結語）

以上の次第であり、全国倒産処理弁護士ネットワークとしては、倒産法をはじめとする選択科目を司法試験の論文試験から廃止することに、強く反対いたします。

2013年11月22日

法曹養成制度改革顧問会議御中

法科大学院租税法担当教員有志
(賛同者は別紙のとおり)

私たちは、司法試験における選択科目の存続が望ましいと考えます。

世界的な競争の下で今日の法曹に求められている、幅広い法的素養を涵養するためには、法科大学院から司法修習に至る一連のプロセスの中で、先端・展開科目の教育を充実することが不可欠です。そのためには、各法科大学院における多様な取り組みの充実とともに、司法試験の選択科目という形で学習のきっかけを明示し、共有すべき中核的内容を絶えず洗練していくことがきわめて重要です。

また、このような選択科目の学習を通じてこそ、法律基本科目の理解を真に定着させ、法の主体的担い手を養成することができます。

貴会議の検討において、以上の点をご考慮賜りますことを、お願い申し上げます。

(別紙)

東京大学教授	増井良啓 (世話人)
立教大学教授	浅妻章如
関西学院大学教授	一高龍司
横浜国立大学教授	岩崎政明
関西大学教授	浦東久男
同志社大学教授	占部裕典
京都大学教授	岡村忠生
横浜国立大学教授	川端康之
神戸大学准教授	神山弘行
慶應義塾大学教授	佐藤英明
早稲田大学教授	首藤重幸
名古屋大学教授	高橋祐介
大阪大学教授	谷口勢津夫
中央大学教授	玉國文敏
九州大学教授	渡辺徹也

(以上15名)

法曹養成制度改革推進会議 御中

2013年(平成25年)11月7日

司法試験(論文試験)から選択科目(知的財産法を含む)を廃止することに反対する理事長声明

特定非営利活動法人

エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク

理事長 久保利 英明



声明の趣旨

政府の法曹養成制度改革推進会議では、①法科大学院教育との連携、及び②司法試験受験者の負担軽減を理由として、司法試験の論文試験から選択科目(知的財産法を含む)の廃止を検討している(「法曹養成制度改革の推進について」〔平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定〕)。

これに対し、コンテンツ文化を発展させ、エンターテインメント産業のビジネス規模を飛躍的に向上させるために、エンターテインメント業界に精通した法律家、法的視点を持った実務家の養成、研鑽を目的として設立された当法人はこの動向に強く反対する。

また、選択科目の廃止が受験者、特に未修者にとって負担軽減をもたらす保証はなく、かえって多様なバックグラウンドを有する法曹を求める国民のニーズに反するものである。

よって選択科目の廃止案には理由がない。

特に、特定非営利活動法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークは、知的財産法を司法試験論文の選択科目から廃止することを以下の理由で厳しく批判する。

すなわち、知財立国の国家目標のもと、クール・ジャパンを総力で

達成し、日本の魅力ある文化の国際展開を実現すると共に、経済面でも日本ブランドの海外需要を喚起する国家戦略に逆行するものだからである。この施策の実現には多様なバックグラウンドを有する知財人材が不可欠である。この法的側面を担う法曹として、知的財産法に詳しく、応用能力のあるエンターテインメント・ロイヤーが多数必要である。その最前線に立つ我々としては知財戦略本部創設後10年間にわたり、営々と積み重ねてきた、エンターテインメント・ロイヤーの給源を枯渇させるような選択科目の廃止を受け入れることはできない。

以上のおり、特定非営利活動法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークは、司法試験の論文試験から知的財産法をはじめとする選択科目を廃止することに強く反対する。

声明の理由

1. 廃止理由「①法科大学院教育との連携」は理由にならない。

法科大学院教育においては、それぞれが多様な先端・展開科目を学んだ上で法曹実務家となることが期待され、求められている。司法試験（論文試験）における選択科目は、その成果を検証するものである。法科大学院と司法試験の連携はなんら廃止の理由にならない。

仮に、①が法科大学院で履修すれば司法試験科目から廃止しても済むという理屈であるなら、憲法・民法・刑法・両訴もまた試験科目に残す理由もない。それは司法試験無用論と異ならない。

また、仮に①が「法科大学院教育において、基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図る」ために選択科目を廃止する必要があるというなら、法曹の社会的進出が多様な分野で要請されている現状を無視するもので、世界的潮流からも外れた非常識と言わざるを得ない。むしろ、知的財産法等の選択科目は基礎科目の応用能力を問うものであり、双方の科目の学習が相まって相関的かつ総合的に実務法曹としての能力を深化させるものである。この点からは選択科目の試験問題の相当性を検証することこそ求められる。

2. 廃止理由「②受験者の負担軽減」は事実誤認であり、かつ多様なバックグラウンドを有する法曹養成の基本方針と矛盾する。

廃止理由②は受験者、特に法学未修者の負担軽減をうたっている。しかし、これは事実誤認も甚だしく、新司法試験制度のもとで合格者や現在の受験者から、選択科目が負担となっているから廃止して欲しいなどと言う声はない。

そもそも、法科大学院は、社会に生起する様々な事件や法律問題に的確に対応するべく、社会人や他学部出身者など多様なバックグラウンドを有する人材が多く法曹になるのが好ましいという政策判断のもとで設立された。この判断は正鵠を射ている。

例えば、知財法選択の存在は、弁理士や理系さらには文化・芸術系

バックグラウンドを有する法学未修者に対して法曹へのインセンティブを付与している。

選択科目廃止は、かえって法学既修者に対して未修者が相対的に不利な状況に置かれかねず、法科大学院設置の趣旨に反するというべきである。

3. 知財科目の廃止は知財立国政策に反する。

知的財産法に強い法曹を養成することは、平成14年の知財立国宣言以来、わが国の国家目標となってきた。現行の選択科目の一つに知的財産法が採用されるに至ったのは、当職も本部員を勤めた内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部の具体的要求によるもの（「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画2003」（知的財産戦略本部・2003年〔平成15年〕7月8日））である。これを廃止することは過去10年間の知財立国政策と明らかに矛盾する。

知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）第22条は知財法曹を含む知財人材の育成を要請している。知的財産戦略本部は、知的財産人材の育成を重要な戦略目標として、「知的財産人材育成総合戦略」（2006年〔平成18年〕1月30日・知的創造サイクル専門調査会）を策定し、司法試験の論文試験の選択科目として知的財産法が採用されることを所与の前提として、さらなる知財人材の育成策について検討し、実行してきた。当法人もこうした国家戦略を踏まえて創設され、2005年に法人化し、381人の弁護士会員を含む600人以上が会員として参加している。

知的財産を取り巻く競争環境は、益々複雑化し、かつ国際化しており、かかる分野において、的確に社会のニーズに対応するリーガルサービスを提供するためには、法曹も、司法試験準備の段階から能力の涵養を図っていかなければならないことは疑う余地がない。

そうでなければ、我が国が欧米諸国のみならずアジア近隣諸国との競争に敗退することは火を見るよりも明らかである。

今般の貴会議の検討の方向性は知的財産法を論文試験の試験科目

から外すという点において、従前の知財立国政策を否定し、今までの官民挙げての努力を水泡に帰せしめる暴論である。

4 結論

以上のとおり、知的財産法をはじめとする選択科目を司法試験の論文試験から廃止することに、強く反対する。

以上

13 日知理第 53 号

2013 年 11 月 7 日

内閣官房 法曹養成制度改革推進室 御中

日本知的財産協会
理事長 上野 剛史新司法試験の選択科目廃止について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938 年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約 900 社を会員としており、日本を含む世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしております。

今般、貴推進室において、「新司法試験の試験科目から、知的財産法等の選択科目を廃止する。」ことがご審議されておりますが、当協会は、以下の理由から廃止には強く反対いたします。

経済のグローバル化の進展が目覚ましい現在、安倍首相のリーダーシップの元、日本が成長戦略を推進すべく政策を展開しているところであります。

しかも、その中で、知的財産は企業の公正な競争を促し、経済活動の活性化・グローバル化に大きな役割を果たしています。国が特別な司法組織として知的財産高等裁判所を設置したり、内閣に知的財産戦略本部を設置したりしていることから明らかなように、今や知的財産は国の産業を左右する一要因となっています。

従って、この知的財産を取り扱う知的財産法の法的専門家を養成することは、今後の日本経済のグローバルな発展を根本から支えることとなりますので、新司法試験から知的財産法等の選択科目を廃止することに強く反対します。

知的財産を法的な面からサポートするのが、法曹界の方々であります。社会が複雑化、多様化している現在、法律の専門家には幅広い法的知識が求められ、とりわけ産業法として極めて重要である知的財産法に関係する法曹界の方々が知的財産分野において活躍するためには、知的財産法についての専門的な知識が欠かせません。新司法試験の選択科目の中でも知的財産法は専門的な深い知識が要求され、専門性の高い勉強が必要です。こうした知識の無い日本の法曹人材であるとグローバルな競争において知的財産分野で活躍することができず、海外の法律家に日本における知的財産の仕事を奪われる結果になると考えます。また、専門性の高い知的財産の弁護士が育たず、同様に裁判所においても専門性の高い知的財産の裁判官がいないこと



になり、公正な裁判に支障をきたすことが懸念されます。ひいては、日本企業の知的財産活動において日本の法曹の方の支援が得られないことになり、日本の経済成長に影を落としかねません。

以上のように、この知的財産の法的専門家を養成することは、今後の日本経済のグローバルな発展を根本から支えることとなりますので、新司法試験から知的財産法等の選択科目を廃止することに強く反対します。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具



法曹養成制度改革推進会議 御中

2013年(平成25年)11月7日

司法試験(論文試験)から選択科目を廃止することに反対する意見書

弁護士知財ネット
理事長 松尾和子



意見の趣旨

政府の法曹養成制度改革推進会議では、①法科大学院教育との連携、及び②司法試験受験者の負担軽減を理由として、司法試験の論文試験から選択科目を廃止を検討している(「法曹養成制度改革の推進について」〔平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定〕)。

しかし、いずれの廃止理由についても合理的な説明がなく、以下の通り、①は趣旨不明であり、②は事実誤認であって、むしろ多様なバックグラウンドを有する法曹育成の方針に矛盾する。

従って、選択科目の廃止案には理由がない。

特に、弁護士知財ネットとしては、知的財産法を司法試験論文の選択科目から廃止することは、知財立国の国家目標のもと、多様なバックグラウンドを有する知財法曹の育成を目指してきた従来の政策に明白に反することを、本書面において訴えるものである。

今般、従来の知財立国政策を覆し、矛盾する政策決定をするのであれば、合理的な理由が示されねばならないところ、かかる理由は何ら示されていない。

以上のとおりであるから、弁護士知財ネットは、司法試験の論文試験から選択科目を廃止することに強く反対する。

意見の理由

1. 政府の法曹養成制度改革推進会議では、司法試験の論文試験から選択科目を廃止することが検討されている（「法曹養成制度改革の推進について」〔平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定〕）。

そして、その理由は、①法科大学院教育との連携、②司法試験受験者の負担軽減である。

2. しかしながら、まず、①の理由は、その趣旨が不明である。法科大学院教育においては、それぞれが多様な先端・展開科目を学んだ上で法曹実務家となることが期待され求められている。司法試験（論文試験）における選択科目は、その成果を検証するものである。現在、選択科目の一つとなっている知的財産法についていえば、憲法、民法、刑法などの必修科目の基礎的知識を実務法曹として運用するためのリーガルマインドを備えるものであるのかどうかを、知的財産法という領域を通して問うものである。つまり知的財産問題を含めた社会からの多様な要求に応え得る法曹としての資質が問われるのは当然のことである。法科大学院で現行の選択科目を履修して単位をとれば、当該分野における法曹としての知識の運用能力を習得したものとみなすのは、非現実的である。

また、必修科目の試験のみでは、知識の量や受験技術に優るいわゆる法学既修者が有利になることはあっても、法曹としての将来性に関わる応用能力、運用能力を十分にはかることはできない。特に司法修習の期間を従来の2年（あるいは1年半）から1年間に短縮したうえで、直ちに複雑化した現代社会に実務法曹として受け入れさせる制度設計と相容れないことも明らかである。

また、②の理由は、現代社会に求められる法曹像（能力、資質等）がどうであるのかの議論なしに、受験生の負担軽減が第一義的な理由になるなどということは、法曹の粗製濫造に拍車をかけるだけであって、あり得ない立論である。負担軽減をいうのであれば、選択科目の

試験問題をより基本的なもの（基礎的な理解を確認するもの）とすることで対応できるはずである。

これにより、法科大学院教育（基本的な法律科目のより一層充実した学習と、現代社会に対応するための先端・展開科目の履修）との連携を図りつつ、受験生の負担軽減が達成できるはずである。

- 3 資格試験である司法試験において選択科目を課すことの意義は上述のとおりであるところ、知的財産法は、労働法、倒産法などと並んで、基礎科目の応用能力が最も強く問われる科目の一つとなっている。

すなわち、知的財産法を選択科目とすることは、民法（物権法）が主として有体物に対する支配権についての基本的枠組みを規定しているところ、知的財産法は、無体物に対する支配権を規定するものであるから、有形・無形の財産に対する法的取り扱いの基本を、客体の面からいわば立体的に学習することが求められることになり、その的確な理解は、実務法曹としての能力・資質等を問う司法試験の科目として最適である。

しかも、現時点において知的財産法は、特許法と著作権法の二つの法領域から出題されているところ、特許権は、出願人の出願行為に基づき一個の行政処分により付与される一個の排他的支配権であり、かつ絶対権であるのに対し、著作権が、法律の定めにより当然かつ無方式に発生する権利であり、各支分権の束という権利構成を採用していることや、依拠性が侵害要件になっているという意味での相対権であることなど、権利発生機序や効力等に際立った違いがあるので、これらについての基礎的理解を司法試験で問うことは、法的な規律の多様性や奥深さについての理解度を確認するのに極めて有益である。

さらに、高度に情報化した現代社会においては、企業人のみならず、青少年までが各種情報通信機器を操作して各種ソフトウェアやデジタルコンテンツを利用しており、まさに老若男女を問わず、一般市民生活の上においても、容易に情報の利用者、発信者になっている。

こうした現状において、知的財産を巡る法律問題は、極めて市民生

活の身近に存在し得るものであって、これに的確に対処するため、実務法曹には、知的財産法の基礎的知識のみならず、無体物に対する擬律という側面からの民法や刑法等の基本法の理解も必要であり、その意味においても知的財産法を選択科目として、その理解を問うことは適切である。

- 4 そのうえ、知的財産法に強い法曹（知財法曹）を養成するというのは、平成14年の知財立国宣言以来、わが国の国家目標であり、そのために、司法試験の論文試験の選択科目に知的財産法を採用することが、内閣総理大臣を本部長とする政府の知的財産戦略本部から具体的に要求されたこともあって現行の試験制度になっている（「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画2003」（知的財産戦略本部・2003年〔平成15年〕7月8日））。

司法試験の論文試験から知的財産法を含む選択科目を廃止することは、こと知的財産法に関してみれば、知財立国政策と明らかに矛盾し、これを後退させるものでしかなく、到底、受け入れられるものではない。

知財法曹を含む知財人材の育成は、知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）第22条にも裏打ちされているものであり、かつ、政府の知的財産戦略本部からは、知的財産人材の育成を重要な戦略目標として、「知的財産人材育成総合戦略」（2006年〔平成18年〕1月30日・知的創造サイクル専門調査会）なる行動計画書も公表されている。同書においても、司法試験の論文試験の選択科目として知的財産法が採用されることは所与の前提とされ、さらなる知財人材の育成策について検討されている。

知的財産を取り巻く競争環境は、益々複雑化し、かつ国際化しており、かかる分野において、的確に社会のニーズに対応するリーガルサービスを提供するためには、法曹も、司法試験の段階から適切な能力担保を図っていかなければならないことは疑う余地はない。

このような、わが国の産業界の置かれている立場や、より質の高い

知財リーガルサービスの提供が法曹に対して期待されている昨今の社会情勢に鑑みれば、司法試験受験生の負担軽減などという理由が、如何に社会実態と乖離した非現実的なものであるか、自ずと明らかになってくるであろう。

今般の司法試験改革の動きは、知的財産法を論文試験の試験科目から外すという点において、従前の知財立国政策と明らかに矛盾し、これに挑戦するものでしかない。国内外に誤ったメッセージを送ることは必定であり、容認するわけにはいかない。

- 5 これまでの法曹養成システムにおいては、社会に生起する様々な事件や法律問題に的確に対応するべく、理系を含め、多様なバックグラウンドを有する人材が多く法曹になるのが好ましいという政策判断のもと、法科大学院が設立され、法曹としての能力担保を図るために司法試験が実施されてきた。

知的財産法の分野においては、特許や実用新案、プログラム著作権等といった技術に関連する法制度も含まれるため、理系出身者が、その知識・経験が生かせる法分野として選択し、知的法曹を志す者が少なくない。

そして、知的財産法を選択して司法試験に合格した者は、知的財産法の基本的知識と知財リーガルマインドを備える者であるということ公証されているという捉え方もでき、知的財産法分野に詳しい弁護士を求める法律事務所や特許事務所、さらには増員された弁護士の受け皿として期待されている企業知財部・法務部等への就職活動に際して、他の法分野を選択した者との差別化が可能になるという利点もある。

選択科目として知的財産法が存在することは、このような利点があるが故に、理系のバックグラウンドを有する法学未修者に対して法曹へのインセンティブを付与していることを見過ごしてはならない。前述のとおり、現在の必修科目だけで合否判定がなされる司法試験制度になれば、法学既修者に対する関係で、法学未修者が相対的に不利な

状況に置かれると受け止められ兼ねず、これにより多様な人材をロースクールへ誘引して実務法曹として養成するというロースクールの設置理念に反する結果を招来することが懸念される。選択科目に知的財産法が存在したが故に、自身の理系のバックグラウンドが生かせるものとして司法試験に挑戦し、合格して来た者の意見をも斟酌して制度設計するべきである。

理系のバックグラウンドを有し、知的財産法を選択して司法試験に合格した者は、裁判官に任官する場合であっても、特許権等に関する訴えについての専属管轄権を有する東京地方裁判所や大阪地方裁判所、さらには、知的財産高等裁判所での活躍が期待され、また著作権事件を含む意匠権等に関する訴えは、全国の地方裁判所や高等裁判所に係属するものであるから、配属先における知的財産権事件について、重要な役割が期待される。

司法制度の人的インフラの充実という観点において、法学とは異なるバックグラウンドを有する人材に期待するというのであれば、これらの人材がロースクールに入学して、その異なるバックグラウンドの部分を専門分野ということで司法試験に取り組み、法学既修者と競い合える環境を整えない限り、気がつけば法学既修者だけの法曹となり兼ねない。

なお、ここで述べていることは、法学既修者に比べて、法学未修者の必修科目の理解度が低くても良いなどということの意味するものではない。必修科目は、まさに法曹となる以上、誰しものが理解を深めておくべき科目（法分野）であり、法学未修者であって法学以外のバックグラウンドを有するからといって、その分野の理解・学習がおざなりであってはならないことは指摘するまでもない。

さらに、司法試験は、法曹となる間口の試験にすぎず、どのような選択科目で合格しようとも、その後の研鑽なくしては、その分野の実務法曹として社会で頼られる存在になり得ないこともまた当然である。

6 以上のとおり、司法試験（論文試験）における選択科目は、実務法曹に必要な基本的能力を備える者であることを確認するために重要な意義を持つものであり、さらに選択科目の一つとして知的財産法を採用することは、知財立国という国家目標の一環として実施されている事柄であり、現在、理系のバックグラウンドを有する者も含め、多くの知財法曹を養成し、実務において稼働させるための重要な手段として機能しているものである。

よって、知的財産法などの選択科目を司法試験の論文試験の試験科目とすることは、今後とも継続されるべきであり、弁護士知財ネットとしては、これを廃止することに強く反対する。

以上

2013年11月27日

内閣官房法曹養成制度改革推進室 御中

司法試験の論文式試験の選択科目を廃止する案について

日本工業所有権法学会常務理事会

今般、法曹養成制度の見直しが進められ、貴推進室におかれましても司法試験改革の検討を進められていることに衷心より敬意を表すものであります。

もっとも、貴推進室に設けられた制度改革顧問会議では、選択科目の廃止を含む司法試験論文式試験科目の削減に関する検討が行われている点については、懸念を感じざるを得ません。試験科目として法律基本科目のみとし、専門的分野は法科大学院での履修に単純に委ね、法科大学院学生を法律基本科目の学修に集中させることは、多様な法曹有資格者の養成という本来の目的に反する結果となるのではないかと考えます。

特に、現在選択科目の一つとなっている知的財産法が選択科目の廃止によって試験科目から除かれてしまいますと、理工系学生及び民間において知的財産法部門で活躍している人材が司法試験に挑戦しようという意欲を減殺させてしまうだけでなく、その者たちが司法試験に合格した際にもその能力をアピールする手立てがなくなる結果ともなり、有能な法曹有資格者の多様性の確保に反する結果になりかねません。

わが国は、平成14年、国是として「知的財産立国」を宣言し、知的財産基本法を制定しました。同法22条では、知的財産の創造、保護及び利活用の促進を図るために、国は、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずる、と定めています。これを受けて、平成16年5月、知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2004」を公表し、知的財産法を司法試験の選択科目にすること、知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進することとし、その上で知的財産に強く国際競争力のある弁護士を充実させ、法科大学院における知的財産に強い法曹の養成を実現することを明確に関係各府省に求めています。この流れは、翌年6月の「知的財産推進計画2005」でもより明確なものとされ、知的財産関連人材育成の総合戦略の推進として、法曹等の分野における知的財産人材を今後十年で倍増させることを掲げ、具体的な「知的人材育成総合戦略」を展開することとしています。

このような知的財産関連人材育成の成果の例は、弊会の会員の中にも確認することができます。理工系の学部及び大学院から法科大学院を修了し、現行司法試験を経て、現在、知的財産法の研究者あるいは弁護士として成果をあげている者が稀ではありません。もし、知的財産法を含む選択科目が廃止されますと、折角できたこのような貴重な流れを妨げるおそれが少なくありません。さらには、先に申しましたように、多様な法曹有資格者の育成という目的に反することになるものと考えられます。

以上のことから、司法試験の論文式試験について知的財産法を含む選択科目を廃止することには、慎重にご検討を頂けますよう切望いたします。

2013年11月26日

内閣官房 法曹養成制度改革推進室 御中

司法試験における選択科目の廃止について

著作権法学会理事会

今般、法曹養成制度の見直しが求められているところであり、貴推進室におきましても、その改革に向けて多大なご尽力がなされていることにつきましては、心より敬意を表するものであります。

もともと、その過程で、司法試験の論文式試験につき、知的財産法を含む選択科目を廃止する案が検討されている点につきましては、専門性を持った法曹を養成するという観点から問題を感じるところでございます。

我が国は、平成14年に総理大臣自ら「知的財産立国」を宣言するとともに、知的財産基本法〔平成14年法律第122号〕を制定し、同法は平成15年3月1日に施行されております。これに基づき、平成15年3月には、内閣に全閣僚出席の知的財産戦略本部が設置され、省庁横断の体制を構築して重要な政策課題に取り組んでいるところです。このように、知的財産法は我が国にとって極めて重要性の高いものに他なりません。

法曹養成ないし法学教育に関しましても、知的財産法に関する専門性を持った法律家の育成が急務とされております。知的財産基本法22条〔人材の確保等〕によれば、「国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする」と規定されております。

これを受けて、平成16年5月27日には、知的財産戦略本部が『知的財産戦略計画2004』を公表し、その中で「知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する」とした上で、「知的財産に強い弁護士を増加させる」「法科大学院における知的財産に強い法曹の養成を実現する」といったことを打ち出しております。実際にも、知的財産法を選択して司法試験に合格した法曹が、近時実務において大きな成果を上げ始めているところであります。

このような知的財産法に関する専門性ある人材を育成するためには、知的財産法が司法試験の選択科目であることは不可欠であると考えます。

貴推進室における検討におきましては、司法試験から選択科目を廃止する趣旨について、「試験科目としては基本科目のみとし、専門的分野は法科大学院で

の履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとともに、法律基本科目に集中して学ぶことが可能となる」と述べられておりますが、もし選択科目を廃止すれば、法科大学院における学習は基本科目に過度に集中するものとなり、専門分野に関する学習が手薄になると考えられます。

したがって、仮に司法試験における選択科目が廃止され、知的財産法が試験科目でなくなるようなことになれば、知的財産法に関する専門性を持った専門家の育成は大きく後退し、我が国が掲げる「知的財産立国」の実現は困難なものとなると言わざるを得ません。

このことは、知的財産法のみならず、我が国において、さまざまな専門性ある法曹の養成にとって深刻な問題であると思料いたします。

以上のことから、司法試験の論文式試験について知的財産法を含む選択科目を廃止することにつきまして懸念を表明いたしますとともに、このような重大な問題については、十分に議論を尽くした上で、慎重にご検討いただけますよう強く要望する次第であります。

以上

司法試験科目における選択科目廃止についての意見－労働法の観点から－

平成25年11月30日

法曹養成制度改革顧問会議・法曹養成制度改革推進室 御中

日本労働法学会会員有志（別紙のとおり）

今般の法曹養成制度改革へのご尽力には心より敬意を表したく存じます。

当職らは、労働法の研究者であり、法科大学院その他において労働法の教育等に現に関わっており、あるいは過去に関わったことのある者ですが、今般の法曹養成制度改革の議論の中で、司法試験制度改革の一環として論文式試験のうち選択科目の廃止が検討されていることを知るに至りました。しかし、当職らとしては、下記のとおり、現代社会における法律実務家にとって労働法が重要な意義を有していること、労働法は独自の専門的法分野としての重要性を有しており、実務家が適切に解釈適用できないと司法制度改革の意義を没却しかねないことなどから、労働法を司法試験の選択科目として維持することがぜひとも必要であり、また、廃止された場合の弊害は大きいものと思料いたしております。

この問題は、労働法にとどまらず、現代社会における実務法曹の役割及び司法制度改革の意義に関わる重要な問題であると考えますので、ご賢察のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 法律実務家にとっての労働法の重要性

裁判所における労働民事事件は、バブル崩壊直後の平成3年当時は通常訴訟と仮処分を合わせて年間1000件程度であったが、その後個別的労働紛争が急増した。平成18年に労働審判制度が運用を開始して以降は、当初の予想を超えた多数の労働審判の申立てがなされ、平成24年段階では、申立件数は3719件に及び、個別的労働関係の民事事件についての通常訴訟（3331件）及び仮処分（494件）を合わせると7544件に及んでいる。すなわち、裁判所における労働事件は、個別的労働関係事件のみをとっても、この20年の間に7倍余りに増加している。このような状況は、法律実務家にとって、労働法が特に重要性を増していることを示している。

また、平成13年に運用が開始された行政上の個別労働紛争解決促進制度のもとでは、さらに多数の個別的労働紛争が取り扱われている。平成24年度において都道府県労働局が取り扱った個別的労働紛争の相談件数は106万7210件、うち民事上の個別的労働紛争に係る相談件数は25万4719件に及んでいる。また、同制度のもとでの紛争調整委員会によるあっせんの申請件数は、同年度において、6047件となっている。こうした行政上の紛争解決制度においては、弁護士が常に関与するわけではないが、紛争調整委員会のあっせん手続では、特に使用者側において弁護士が代理人となることが少なくない。しかも、こうした紛争の多さは、弁護士（企業内・組織内の実務法曹を含む）が顧問業務ないし法律相談などの形で労働法に関わる業務を行うことが多くなることを示すものである。

2. 専門的法分野としての労働法の重要性及び司法制度改革との関連性

現代社会において、労働法という法分野は、その対象とする労使間の交渉力格差、労働関係の組織的・集団的性格、人事管理等における様々な制度や慣行の存在、これらを背景とする多数の裁判例の集積などに照らして、民法等の基本的な法分野に比べて独自の専門性をもつ領域を構成するに至っている。労働審判制度は関係者から好評をもって受け止められており、その理由の一つには、労使の専門的経験をもつ者が労働審判員として参画していることも挙げられるが、このことも、労働法という領域には、知的財産法やその他の司法試験選択科目と同様に独自の専門性が認められることを示すものといえる。このような意味で、増加する労働事件に適切に対応するには、民法等の基本的法分野の知識のみでは十分ではなく、専門的法分野としての労働法について十分な素養を有することが不可欠である。

また、平成13年の司法制度改革審議会の意見書は、法曹のあるべき姿として、「個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することによりそれらの活動が法的ルールに従って行われるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ってその役割を果たすこと」が期待されるとしていたが、こうした期待に沿うためには、「個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題」の典型例の一つである労働問題についての専門的な法的知識をもつ法曹が必要となる。すなわち、増加する労働事件に適切に対応するための専門的実務法曹を養成することは、司法制度改革の理念の実現にとっても重要な意味をもつものである。

3. 労働法が司法試験の選択科目であることの必要性

法科大学院は、実務法曹の養成の観点から法学教育を行う点に特色があるが、法科大学院における労働法教育は、学部教育に比べて、法律実務に役立つものとなっている。たとえば、判例を素材にソクラテスメソッドを行うことなどで、労働紛争の法的解決をより実務的に学ぶことが行われていることに加えて、労働法を専門とする多くの実務家教員が法科大学院で教鞭をとっており、労働紛争の解決のための実践的・専門的スキルが教育されている。こうした法科大学院における労働法教育を法律実務に活かすためには、労働法を司法試験の選択科目として、法曹実務家としての適格性を判定する際の材料とすることが求められる。法律相談や訴訟等で労働法上の問題に取り組む際には、以上のような労働法についての教育の内容を体系的に理解・整理するとともにそれを確実に記憶したうえで、検討が必要となる事項をすぐに理解し、あるいは迅速な情報収集を行うことで対応することが要請されるが、法科大学院での任意的な学修に任せるのみでは、そのような水準に到達させることは実際上困難だからである。

なお、今般の司法試験改革の議論の中では、受験生にとっての負担軽減の要請が指摘されているが、選択科目を廃止したとしても、必ずしも負担軽減にはつながらないと予想される。すなわち、司法試験が一定程度選抜試験としての性格をもつ以上、そこには競争が存在することになるが、選択科目を廃止して基本科目のみにしたとしても、基本科目の中での競争は変わらずに存続し、その中で細かな知識の習得如何により合否が決められることになるおそれがある。択一式試験の科目軽減などは、比較的記憶に頼る色彩の強い試験の負担を軽減す

ることになる点で意味があるとも考えられるが、選択科目の場合は論述式試験となっており、記憶よりも事案の分析力が主として問われることになるので、これを廃止することは、むしろ細かな知識の習得競争を促進し、事案の分析力の向上に向けた学修の努力が軽視される方向に進むおそれなしとしない。また、労働法に関しては、社会に出て就労したり、人事管理等に関わったりした経験の持ち主の場合、その対象とする社会的実態の理解は容易であると考えられ、労働法を司法試験の選択科目とすることは、多様な人材から実務法曹を養成するという、法科大学院制度の理念とも整合的なものでもある。

4. 労働法が司法試験の試験科目から除外された場合の弊害

過去においても、労働法が司法試験の科目から除外されることが約10年間行われたが、私たち労働法研究者は、その間、労使紛争の法的解決の場で労働法の深い理解や雇用労使関係の現実への洞察が不足していったものと認識している。すなわち、労働法が試験科目から外されたことによって、法学部の学生の中で労働法の諸問題を深く真剣に勉強する者が減少し、法曹の中でも労働法への関心が薄れたことは否めず、その結果として、公刊されている労働民事裁判での当事者（代理人）の主張やそれを踏まえた判断において、労働法や雇用労使関係の観点からの論点の摘示や洞察が不足したまま、主として民法等の基本法の知識を単純に適用ないし応用したと思われるものに遭遇する経験が多くなったのである。そのような現象は、労働訴訟における労働法の適確な解釈適用が揺らぐということであって、司法制度の質を低下させ、国民生活にも悪影響を及ぼすという点で望ましくないものであることは言うまでもない。

以上

【別紙】賛同者一覧

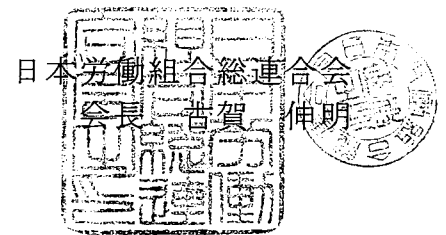
明治大学教授	青野 覚
早稲田大学教授	浅倉 むつ子
首都大学東京准教授	天野 晋介
東京大学教授	荒木 尚志
西南学院大学教授	有田 謙司
独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員	池添 弘邦
獨協大学教授	石井 保雄
横浜国立大学講師	石崎 由希子
北九州市立大学准教授	石田 信平
早稲田大学教授	石田 眞
熊本大学教授	石橋 洋
東京大学教授	岩村 正彦
同志社大学准教授	上田 達子
広島大学教授	緒方 桂子
近畿大学教授	奥田 香子
東洋大学教授	鎌田 耕一
弁護士・早稲田大学教授	鴨田 哲郎
南山大学教授	唐津 博
東北大学准教授	桑村 裕美子
同志社大学助教	坂井 岳夫
神戸大学准教授	櫻庭 涼子
関西外国語大学准教授	篠原 信貴
早稲田大学教授	島田 陽一
東京大学名誉教授	菅野 和夫
早稲田大学准教授	竹内(奥野) 寿
同志社大学教授	土田 道夫
上智大学准教授	富永 晃一
関西学院大学教授・弁護士	豊川 義明
独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員	内藤 忍
一橋大学教授	中窪 裕也
弁護士	中山 慈夫
金沢大学教授	名古 道功
明治大学教授	野川 忍
九州大学教授	野田 進

学習院大学教授
法政大学教授
成蹊大学教授
青山学院大学教授・弁護士
独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員
大阪大学教授
弁護士
一橋大学教授
慶應義塾大学教授
明治学院大学教授
東京大学教授
中央大学教授
独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員
中央大学教授
名古屋大学教授
筑波大学名誉教授
(五十音順)

橋本 陽子
浜村 彰
原 昌登
藤川 久昭
細川 良
水島 郁子
宮里 邦雄
盛 誠吾
森戸 英幸
両角 道代
山川 隆一
山田 省三
山本 陽大
米津 孝司
和田 肇
渡辺 章

2013年12月4日

法曹養成制度改革推進会議
議長 菅 義偉 様



司法試験・論文式試験の在り方の検討に関する要請

政府の「法曹養成制度改革推進会議」（以下、「推進会議」）の下に設置された「法曹養成制度改革顧問会議」（以下、「顧問会議」）は、司法試験の在り方についての検討を進めています。2013年10月10日および11月12日には、「司法試験の論文式試験につき、選択科目を廃止する」との案が示されました。この提案について、私どもは労働組合・労働者の立場から、大きな危惧を抱いております。

この提案が採用され、論文式試験の選択科目である労働法が司法試験の科目から除外されてしまった場合、法曹志望者の中での労働法への関心の低下や、法曹資格者が専門的法分野としての性格を有する労働法を十分に習得しないまま、労働事件に関与するおそれが高まることとなります。司法制度改革において、労働審判制度が誕生した経緯に鑑みれば、労働事件には専門的知見が必要であることは言うまでもありません。

また、今日、労働事件の数は、2012年の労働関係民事訴訟が3,358件、労働審判は3,719件に達しており、連合「なんでも労働相談ダイヤル」に寄せられた労働相談も1万6,000件を超えています。さらに、いわゆる「ブラック企業」に見られる長時間労働や過労死、労働法違反が社会的問題となっている中、労働法に通じた法曹を養成していくことは、安定した労使関係の構築、労働問題に直面した個人の救済などの観点からも、喫緊の課題となっています。

国民の大多数が雇用されて働く労働者とその家族で構成される「雇用社会」日本において、労働法に関して十分な知見を持つ法曹資格者を養成することは、安心・安全の国民生活に不可欠な社会的基盤として必須であると考えます。今後、司法試験改革を含む法曹養成制度改革の具体的な検討にあたっては、社会情勢と社会的ニーズに十分に配慮し、労働法を司法試験の科目として維持されることを強く要請いたします。

以上

平成25年11月12日

司法試験選択科目制度の存続を求める意見書

法曹養成制度改革顧問会議顧問各位

環境法政策学会会員有志
(賛同者は別紙の通り)

我が国の法曹養成制度の改革に関する貴会議の精力的な検討に敬意を表します。

さて、貴会議におかれましては、司法試験における選択科目制度の廃止を検討されているところでございます。この点につきまして、私たちは、選択科目制度の存続を強く希望致します。

仮に選択科目制度が廃止された場合、本来幅広い法的素養を涵養すべき法曹養成過程において、基本科目に偏った受験指導教育の傾向に一層の拍車がかかることが懸念されます。また、制度発足以来、各法科大学院や各学界において、時間をかけた試行錯誤の中で洗練され、確立されてきた選択科目法群のカリキュラムが、統一を欠くようになり、ひいては法科大学院制度全体に悪影響を与えるおそれがあります。

選択科目は、それ独自で存在するものではなく、基本科目の周到的な理解を踏まえて、その応用的分野として存在しております。加えて、選択科目に属する科目群は、法曹養成においてそれぞれ固有の意義を有していることから、選択科目に選定されているものと考えます。

この点、環境法を例にとりますと、環境法は、法科大学院生が、基本科目の履修の成果を確認し、それを発展的に学習できる重要な機会となっています。また、法科大学院の制度発足以来、環境法を学び、司法試験選択科目としてこれを選択し、法曹養成過程で身に付けた知識、素養、リーガルマインドを生かして、環境訴訟その他で活躍する若い弁護士が次々と輩出されてきました。環境法実務を通じて社会正義を実現しようという意欲は、法科大学院において、司法試験選択科目として環境法を学習することによって、本格的に醸成されているのが現実です。環境法が選択科目群の一つとなっていることは法科大学院生にとって環境法の学習の大きなきっかけをつくっており、その機会が失われ

ることがわが国の法曹界にとっても重大な損失となると予想されます。

そして、環境法に限らず、他の科目群も、それぞれ法曹養成にとって固有の意義が認められることから選択科目として位置付けられてきたのであり、環境法を含む科目群が選択科目として、新司法試験に位置付けられるか否かは、今後の我が国の法曹のあり方を決定付けるものと、我々は考えます。

もともと、現在の選択科目試験は、2問（3時間）の出題とされ、論文式試験において基本科目よりも過重な負担となっている面もあります。そこで、私たちは、選択科目試験を1問（90分）の論文式試験として存続させることが適切であると思料致します。

貴会議の検討において、上記事情をご考慮賜りますようお願い申し上げます。

「司法試験選択科目制度の存続を求める意見書」賛同者

赤渕芳宏（名古屋大学大学院環境学研究科准教授）
 朝賀広伸（創価大学法学部教授）
 浅野直人（福岡大学法学部教授）
 淡路剛久（立教大学名誉教授、前早稲田大学教授）
 井口 博（弁護士）
 池田直樹（関西学院大学教授・弁護士）
 石野耕也（中央大学法科大学院教授）
 磯崎博司（上智大学大学院地球環境学研究科教授）
 一之瀬高博（獨協大学法学部教授）
 伊藤 浩（愛媛大学法文学部総合政策学科教授）
 岩崎恭彦（三重大学人文学部准教授）
 岩間 徹（西南学院大学法学部教授）
 牛嶋 仁（中央大学法学部教授）
 臼杵知史（明治学院大学法学部教授）
 荏原明則（関西学院大学大学院司法研究科教授）
 及川敬貴（横浜国立大学大学院環境情報研究院准教授）
 大久保規子（大阪大学大学院法学研究科教授）
 大坂恵里（東洋大学法学部准教授）
 大塚 直（早稲田大学大学院法務研究科教授）
 岡松暁子（法政大学人間環境学部教授）
 奥 真美（首都大学東京都市教養学部教授）
 奥田進一（拓殖大学政経学部教授）
 越智敏裕（上智大学法学部教授）
 小幡雅男（神奈川大学大学院法務研究科講師）
 加藤峰夫（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）
 上河原献二（滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科教授）
 川合敏樹（國學院大學法学部准教授）
 川上ようこ（ストラスブール大学日本学学科 任期付き教員・研究員）
 北村喜宣（上智大学法学部教授）
 木村ひとみ（大妻女子大学助教）
 久保はるか（甲南大学法学部教授）
 久保田 泉（国立環境研究所主任研究員）
 黒川哲志（早稲田大学社会科学総合学術院教授）
 交告尚史（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
 神山智美（九州国際大学法学部准教授）
 小島延夫（立教大学法科大学院講師・弁護士）
 小林紀之（日本大学法科大学院 客員教授）
 小林 寛（長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科准教授）
 児矢野マリ（北海道大学大学院法学研究科教授）
 坂口洋一（上智大学名誉教授）
 作本直行（日本貿易振興機構 総務部・環境社会配慮審査役）
 島村 健（神戸大学大学院法学研究科教授）
 清水晶紀（福島大学行政政策学類准教授）
 下井康史（千葉大学大学院専門法務研究科教授）
 下村英嗣（広島修道大学人間環境学部教授）
 下山憲治（名古屋大学法学研究科教授）
 砂川かおり（沖縄国際大学経済学部地域環境政策学科講師）
 勢一智子（西南学院大学法学部教授）

高橋 滋（一橋大学法学部教授）
高橋信隆（立教大学法学部教授）
高村ゆかり（名古屋大学大学院環境学研究科教授）
滝口直樹（慶応義塾大学法科大学院非常勤講師）
田中 謙（関西大学法学部教授）
筑紫圭一（上智大学法学部准教授）
鶴田 順（海上保安大学校准教授）
戸部真澄（大阪経済大学経済学部准教授）
西尾哲茂（明治大学法学部教授）
二宮咲子（関東学院大学人間環境学部人間環境デザイン学科専任講師）
野村摂雄（（公財）日本海事センター研究員）
野村豊弘（学習院大学法学部教授）
樋渡俊一（弁護士）
福士 明（北海学園大学大学院法務研究科教授）
藤井康博（静岡大学教育学部准教授）
藤原周作（上智大学法学研究科博士後期課程・弁護士）
藤原猛爾（弁護士・立命館大学法務研究科教授）
増沢陽子（名古屋大学大学院環境学研究科准教授）
松下和夫（京都大学名誉教授）
松本充郎（大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授）
柳 憲一郎（明治大学法科大学院法務研究科教授）
吉村良一（立命館大学法科大学院法務研究科教授）

司法試験選択科目制度の存続を求める意見書

2013年12月3日

法曹養成制度改革顧問会議顧問各位

日本環境法律家連盟
代表 籠橋隆明

我が国の法曹養成制度の改革に関する貴会議の精力的な検討に敬意を表します。

さて、貴会議におかれましては、司法試験における選択科目制度の廃止を検討されております。この点につきまして、日本環境法律家連盟は、環境問題に法的視点から取り組むという立場から、選択科目制度の存続を強く希望します。

従来、環境訴訟は、専門性が高いというイメージがあること、環境法を勉強した経験を持つ者が少なかったこと等から、一部の弁護士のみが取り扱う問題となっていたといえます。取り扱う弁護士が少ないということは、弁護士を必要としている国民の需要に応えられなかったということであり、訴訟によって環境問題を解決する障害になっていたともいえます。

環境法が司法試験の選択科目となったことにより、法科大学院において環境法を学び、司法試験合格後、実務法曹となってから環境問題に取り組む弁護士が飛躍的に増えました。

これは、専門的法律知識を備え、国民の法的ニーズに応えられる法曹が多く生み出されてきたことを裏付けるものであり、まさに、司法制度改革が目指した法曹養成制度が実現されてきたものといえます。

また、環境問題は、今後、各種条約の締結など国際的な法的解決が必要とされる分野であり、日本が重要な役割を果たしていくためにも、環境問題に取り組む法曹を質量ともに養成していく必要があります。その点でも、司法試験の選択科目に環境法があるということは大きな意義があります。ことに、国際NGO等での勤務経験者など多様な人材が法曹を目指す場合、得意分野の知識経験を司法試験においても活かせることは大きなインセンティブとなります。

環境法以外の他の選択科目の分野においても同様のことがいえると考えます。

そのような中で、選択科目制度を廃止してしまえば、司法試験対策は基本科目中心の勉強となり、専門性を備えた多様な法曹は生み出されなくなる恐れが強く、司法制度改革の理念に反する結果を招くと考えます。

選択科目制度は司法制度改革の理念に沿う大きな意義を有するものと考えますので、選択科目制度の存続を強く希望いたします。以上

意見書

現行の司法試験科目から国際法を除外することに反対致します。

国際法を試験科目から除外する決定は、国際的素養のある法曹を育てることを理念の一つとしていた法制度改革に逆行するものと言わざるを得ません。

ご再考を賜れば幸いです。

2013年11月22日

岩澤雄司

中谷和弘

森肇志

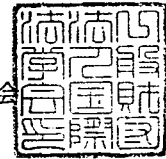
寺谷広司

法曹養成制度改革顧問会議顧問各位

司法試験科目における選択科目制度存続を求める意見書

平成 25 年 11 月 28 日

一般財団法人国際法学会理事会



我が国の法曹養成制度改革に関する貴会議の精力的なご検討およびご尽力には心より敬意を表します。

私たちは、一般財団法人国際法学会に属する国際関係法の研究者です。国際公法、国際私法および国際政治・外交史の 3 部門の研究者・実務家・大学院生等を主要な構成員とする同学会では、我が国の法曹制度、法科大学院教育ならびに司法試験制度につきまして、必要に応じて学会の理事会、評議員会および総会において議論を行って参りました。そして平成 25 年 7 月 16 日、法曹養成制度関係関係会議におきまして、「司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2 年以内に結論を得る」(「法曹養成制度改革の推進」という決定がなされたことから、本学会理事会でも、その議論の動向には注目しておりました。

この度、法曹養成制度改革顧問会議のホームページに掲載されました第 2 回および第 3 回の貴会議の資料「司法試験改革について(案)」【資料 5-1 及び資料 3-2】を拝見いたしますと、推進室案としまして、選択科目を廃止するという提案がなされております。その趣旨としまして、「試験科目としては基本科目のみとし、専門的分野は法科大学院での履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとともに、法律基本科目に集中して学ぶことが可能となる(特に法学未修者にとって重要)」というお考えが示されております。

しかし、選択科目の廃止には賛成しかねます。現在および将来のグローバル化の進展を考えると、私たちは、国際関係法(公法系)および国際関係法(私法系)科目を含む現在の選択科目制度の存続を強く希望するものです。

1. 国際関係法の展開・先端科目としての重要性

グローバル化の深化に伴い、経済活動をはじめ人間の諸活動が世界大の規模で展開している現代の国際社会では、WTO や TPP 等に関する経済分野にしても、京都議定書や水俣条約等に関する環境分野にしても、あるいは人権、刑事および人道の分野においても、国際法の秩序形成と国内法の秩序形成が益々分離しがたく結びつき、双方の関係性が深まってきています。グローバル化はまた、準拠法選択や国際裁判管轄に関する国際私法の解釈・適用を不可欠とするケースを飛躍的に増大させてきました。こうした環境の下で、私たちは、国内でさまざまな分野の法律問題を担う法曹あるいは専門家が、

どういふ法律科目であれその国際的側面を考慮に入れるとともに、国際公法、国際私法などの国際関係法の知見を有しているということが今後益々必要となると考えます。同時に、次代を担う我が国法曹の国際化対応能力の涵養については、国際機関等によって採択された国際規則や国際基準を我が国の法制に採り入れるという受容の側面だけではなく、我が国の法制度や法運用の経験を活かして、アジア諸国の法整備や国際社会の新しい規範形成に一層積極的に貢献していけるような若い法曹を多く養成していくことも重要な課題となっていると考えております。この面でも国際関係法の基礎的な知識と知見をもった一定数の法曹を養成できるシステムを維持することが今後の日本にとっては極めて重要なことだと考えます。

現在の法科大学院におきまして、法曹をめざす院生が、法律基礎科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群とともに、展開・先端科目群を履修することを通じて、多様な能力を身につけるとともに、総体として多様な法曹を養成するという教育システムは、その具体的な運用について改善の余地があるとしても、今後も維持していかなければならない制度だと拝察いたします。国際関係法を展開・先端科目群として履修する法科大学院院生の数は、法科大学院院生全体の中ではそれほど大きな比率を占めているわけではありませんが、将来法曹として育てていく院生の中に国際関係法の基礎を身につけ、将来国際的場面で活躍する人材が一定割合常に存在している状況を維持し、その質を向上させることは今後の日本にとって重要な課題と考えます。とりわけ近年においては、国際関係法を履修した近隣アジア諸国の法科大学院院生が積極的に国連等の国際機関のインターンとして訓練に参加し、あるいは国際シンポジウムにおいて英語でプレゼンテーションを行い、異なる国籍の若い法曹の間でネットワークを形成していくのをよく目にいたします。これに對比して、国際的プレゼンスが見えにくい我が国の法科大学院の教育には、グローバル化への対応という視点から見ると、まだ多くの課題が残されていることを痛感せざるをえません。

2. 司法試験選択科目制度の存続の必要性

推進室は、選択科目廃止提案の趣旨として、司法試験は法律基本科目にしぼり専門的分野は法科大学院における履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとともに法律基本科目に集中して学ぶことが可能となるというお考えを示されています。しかし、もし、国際関係法（公法系）および国際関係法（私法系）を含む選択科目の廃止が足早に決定され、展開・先端科目群の教育の在り方が各法科大学院の決定に委ねられるとすれば、国際競争力ある国際関係法専門家の将来的養成には大きなマイナスの影響をもたらすことが危惧されます。我が国は、領土の保全、海洋境界問題をはじめとして、国際関係法の解釈・適用に係る少なからぬ法律問題と現実に向き合っています。国際社会における法の支配という巨視的な観点からみても、将来国際関係法にも一定の素養を持った法曹を一定数毎年養成し、法曹界に送り出していくことが是非とも必要かと存じます。

他の選択科目も視野に入れて言えば、多様な専門分野をもつ法曹の存在を将来にわたっ

て確実に確保していくことが、予測のつかない将来に備えるために不可欠であり、選択科目廃止は後ろ向きの政策というほかありません。

貴会議のご検討におきましては、是非とも上記のような事情につきご賢察賜りますようお願い申し上げます。

法曹養成制度改革顧問会議顧問各位

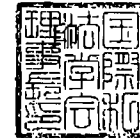
司法試験科目における選択科目制度の存続を求める意見書

平成 25 年 12 月 5 日

国際私法学会理事会

国際私法学会理事長

山内惟介



今般の法曹養成制度改革に関する貴会議のご尽力には心より敬意を表します。

私たちは、国際私法学会に所属する国際私法の研究者であり、その多くが法科大学院において国際私法の教育に携わっています。また、法科大学院制度が創設されて以降、学会としても、法科大学院における国際私法、国際民事手続法、国際取引法等の国際関係私法の教育のあり方について検討を重ねております（この点については、本学会の年報に掲載された「法科大学院における国際関係私法教育の現状と課題」国際私法年報 14 号（2012 年）を参照いただければ幸いです）。

ところで、今般の法曹養成制度改革においては、司法試験制度の見直しとして、論文式試験の選択科目の廃止を含めて検討することが法曹養成制度関係関係会議において決定され、貴会議でも、推進室案として「選択科目を廃止する」との提案がなされています（第 3 回貴会議【資料 3-1】）。

しかし、社会の複雑化とグローバル化が進む今日、多様な法律問題に対応できる法曹を養成するという法科大学院制度の基本理念から考えても、私たちは、国際関係法（私法系）を含む現在の選択科目制度を存続させるべきであると考えます。

1. 法科大学院における国際関係私法教育の重要性

本年 6 月に閣議決定された政府の国際展開戦略（「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」）に見られるように、国内のあらゆる分野におけるグローバル化への対応がわが国の喫緊の課題であることはいうまでもありません。そして、社会のグローバル化によって不可避免的に発生する問題の多くは、裁判や新たな規範の形成といった法的な方法によって解決される必要があります。その意味で、国際関係私法の基礎的な知識と知見をもった法律家の存在は、わが国の国際展開戦略の前提条件であり、グローバル化に対応するための基礎的なインフラストラクチャーの 1 つといえます。

現在、国際関係私法科目は、展開・先端科目群の 1 つとして法科大学院で講じられています。憲法、民法、刑法を中心とした基本科目がもっぱら国内事件を対象としているのに

対して、国際関係私法では、日本法を相対化し、国際的な視点から法律問題の解決に取り組むことが必要となります。このような法律問題へのアプローチは、基本科目の学修では得ることができないものであり、法科大学院を修了し、法曹になってから修得するには多大な労力と困難が伴います。したがって、国際関係私法に関する基礎的な知識と基本的な考え方を修得する方法としては、法科大学院において国際関係私法科目を履修することが最も合理的であり、効率的であると考えます。

2. 選択科目制度存続の必要性

今回、選択科目の廃止が提案された理由としては、論文試験は法律基本科目に絞り、専門的分野については法科大学院における履修に委ねることで、より幅広い学修が可能となるとともに、法律基本科目を集中して学ぶことができるとされています(前掲【資料3-1】)。しかし、他の選択科目についても同様ですが、現在の法科大学院生の現状を見ると、選択科目の廃止は、受験対策という目的のみから、法律基本科目への今以上の集中を生むだけであり、基本科目以外の法律分野の問題の所在さえ見落とす視野の狭い法曹を生み出すことになり、その弊害は著しいと思われます。司法試験の合格率が法科大学院の評価において重要な指標とされる以上、選択科目に関連する授業科目のあり方を各法科大学院に委ねるとすれば、展開・先端科目群の授業科目の削減が行われる懸念があり、法科大学院教育の中で多様な専門分野の教育が行われる保証はないと思われます。その結果、広い視野をもった法曹の養成という司法制度改革の理念は崩壊することが危惧されます。

もちろん、展開・先端科目群に関する法科大学院教育の現状にも種々課題があることは否定できませんが、冒頭に挙げましたように、本学会では法科大学院における国際関係私法教育のあり方について引き続き検討を行う予定ですし、他の分野においても同様の検討が行われていると聞いております。選択科目の問題は、それらの検討を俟った上で議論しても決して遅くはないと考えます。

貴会議におかれましては、上記の事情につき十分にご考慮賜りますようお願い申し上げます。